

## 新旧対照表（抄）

○ 中央区自転車の放置防止に関する条例（昭和六十三年十一月中央区条例第四十八号）

新

（放置禁止区域内の放置自転車に対する措置）

第十一條 区長は、放置禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

別表第一（第十五条関係）

名 称	位 置
中央区立八重洲二丁目地下駐輪場の項から中央区立浜町公園地下駐輪場の項まで	（略）
中央区立八重洲一丁目地	東京都中央区八重洲一丁目六番一号
下駐輪場	中央区立日本橋二丁目地下駐輪場の項から中央区立勝どき駅地下駐輪場の項まで
中央区立日本橋二丁目地下駐輪場の項から中央区立勝どき駅地下駐輪場の項まで	（略）

旧

（放置禁止区域内の放置自転車に対する措置）

第十一條 区長は、前条の規定に違反して、放置禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

別表第一（第十五条関係）

名 称	位 置
中央区立八重洲二丁目地下駐輪場の項から中央区立浜町公園地下駐輪場の項まで	（略）
中央区立八重洲一丁目地	東京都中央区八重洲一丁目六番一号
下駐輪場	中央区立日本橋二丁目地下駐輪場の項から中央区立勝どき駅地下駐輪場の項まで
中央区立日本橋二丁目地下駐輪場の項から中央区立勝どき駅地下駐輪場の項まで	（略）

附 則

- 1 この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第十一条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例別表第一に規定する中央区立八重洲一丁目地下駐輪場の利用に係る承認等の決定その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。